

売却区分	7	見積価額	1,223,000円
番号		公売保証金	130,000円

財産の表示

(土地)

所在地 在：北杜市高根町清里字念場原  
 地番 番：3545番1477  
 地目 目：山林  
 地積 積：418㎡

(建物)

所在地 在：北杜市高根町清里字念場原3545番地1477  
 家屋番号 番：3545番1477の2  
 種類 類：寄宿舍  
 構造 造：木造瓦葺2階建  
 床面積 積：1階 92.54㎡  
 2階 74.37㎡

以上登記簿による表示

財産の状況

- 1 対象物件の建築年月日は登記簿によると昭和62年7月20日新築である。
- 2 対象物件は、南東側で幅員約3.0mの未舗装市道とほぼ等高に接面しており、入口の間口は約5.0m、台形で南側に向かって緩い勾配のある土地である。
- 3 境界については、隣接土地所有者と協議すること。
- 4 対象物件に動産等がある場合は、公売対象外である。
- 5 混同により消滅している順位1番抵当権の登記がある。この権利を抹消登記するときは、買受人が権利者と共同申請する必要がある。
- 6 対象物件内の動産類の処理及び対象物件の使用・占有状況について、現所有者に文書で照会したが、令和6年5月27日現在回答はない。
- 7 対象物件に電柱（支線柱2本）が設置されており、東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社に確認したところ、対象物件の所有者と電柱設置契約があり、令和3年9月分までの敷地使用料（※）を所有者に対し支払い済みであると文書で回答があった。  
  
 （※）敷地使用料 9,000円 3年分  
 内訳 支線柱2本 年額1,500円 3年分
- 8 建物の鍵については、山梨県では受け取っていない。
- 9 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。  
 ・都市計画区域外

- ・北杜市まちづくり条例の清里駅前景観形成ゾーンに該当。
 

緑化率	10%以上		
建ぺい率	(一般) 70%以下	(共同住宅)	30%以下
容積率	(一般) 300%以下	(共同住宅)	100%以下
建築物の高さ	13m以下		
壁面位置	道路境界及び隣地境界から1m以上		
- ・北杜市景観条例の山岳高原景観形成地域に該当。建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、土地の形質の変更、鉱物の掘採又は土石の類の採取、屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積、木竹の伐採について、届出が必要となることがある。
- ・供給処理施設
 

上水道	あり
下水道	なし

- 10 対象物件は、埋蔵文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。
- 11 消費税及び地方消費税については、混在財産である。(インボイスは交付しない)
- 12 公共交通機関等について  
 [最寄駅] JR小海線「清里」駅から南方約450m  
 [最寄IC] 中央自動車道「長坂」ICから北東方約12km

<その他>

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。
- ・国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札することはできません。詳細は山梨県ホームページ、もしくは山梨県総合県税事務所滞納整理第一課にて確認してください。
- ・山梨県暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・山梨県は引渡しの義務を負いません。
- ・山梨県は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対する明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により山梨県が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。